

## 習志野市農業委員会総会議事録

平成30年第6回習志野市農業委員会総会は平成30年6月5日（火曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 2名欠席

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 小川 孝雄	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博  
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 7番 三代川 和彦 8番 織戸 淳也

1. 議案審議結果

上 程 2件 承認 2件 不承認 0件 審議未了 0件  
聞取案件 1件

1. 閉会時間 午前 11時50分

1. 付議事項

議案第1号 農地法5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法5条の規定による許可申請について

特別案件 平成28年第12回「軽微な農地改良の届出」その後の対応について

報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの発行について

議 長

定刻になりましたので、只今より平成30年 第6回  
習志野市農業委員会総会を開催いたします。  
にんじん作業で忙しい中、お集まりいただき有難うございます。

それでは議事に入ります。

本日は、6番 渡辺 幸枝 委員 ・13番 小川 孝雄 委員より欠席  
の連絡を受けております。

よって2名の欠席を含め 16名中 14名の出席で  
あります。 よって本日の総会は成立いたしました。

つぎに、議事録署名人について、

「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により  
議長より指名させていただきます。

7番 三代川 和彦 委員 8番 織戸 淳也 委員の両名を  
指名いたしますので、宜しく願いいたします。

本日の議案の上程件数は2件、報告案件が3件です。

その他の事項で1件あります。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より議案の朗読を求めます。

事務局

議案第1号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第57条の2の規定による許可申請書の  
提出があったので、県への送付について審議を求めます。

平成30年 6月 5日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●● ●丁目●●●●番● ●●●●m<sup>2</sup>

2 権利の内容

転用を伴う所有権移転

3 転用計画

駐車場用地

4 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●● ●丁目●番●号

● ● ● ●

譲渡人 習志野市●● ●番●●●号

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">● ● ● ●</p> <p>現地調査報告を 12番 村山 茂男 委員 お願いします。</p>
<p>村山委員</p>	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」について、      現地調査報告をします。      調査は、平成30年5月28日に、農業委員16名、事務局2名、      譲渡人側として業者1名、譲受人の●●さんの計20名で立ち合いを      行いました。      申請地は、案内図のとおり、国道14号を幕張インター方面に向か      い、飲食店 幸楽苑の脇道を上がり 宅地の中の農地に隣接した土地で      す。      譲渡人が遠方に居住していたため、今回の申請地を譲受人が長年      にわたり管理していたそうです。譲受人は、自宅の敷地が狭いため、近      隣の駐車場を借りるしかなく、大変不便だったそうです。      自宅に隣接した申請地に自家用車と近隣住人の駐車場を設けたい理      由で申請をされたそうです。      因みに5台の駐車場を設け、2台分は自身の自家用車分として使用し      残り3台分を近隣住民に貸す予定だそうです。      以上で、議案第1号の調査報告とさせていただきます。      皆様で宜しくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村山 茂男 委員、現地調査報告 有難うございました。      続いて、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第5条の規定による許可申請について      農業委員会受付日 平成30年5月22日      申請目的 転用を伴う所有権移転      登記地目、現況地目共に畑でございます。      立地基準は、第2種農地と判断いたしました。      転用計画は駐車場用地として使用し、転用時期につきましては転用      許可後から平成30年11月30日までを予定しています。      他法令関係につきましては、全て該当はありません。      立地基準の判定理由は、3頁の案内図をご覧ください。      右下が幕張インターになります。      申請地は、京葉道路幕張インターから420メートルに位置し、住      宅地と農地に隣接した土地になります。      第2種農地の判定基準には、住宅化率が40%以上であることであ      るため、申請地を基準に半径500メートルの円を描き農地と住</p>

	<p>宅の割合を見ますと、約80%が宅地となっております。</p> <p>接道部分には、ガス管・上下水道管の污水管が埋設されています。これらを判定基準に照らし合わせますと、第2種農地と判断できません。隣接する農地への被害防除は、現地調査の際にご確認いただいておりますが、6頁の計画図をご覧ください。</p> <p>図面の左側が農地となります。</p> <p>この申請地は、隣接する農地より一段高くなっていて、碎石砂利舗装にし、敷地内雨水浸透処理を施すことに成っていますことから、雨水の流出等の心配は無いと思われれます。</p> <p>この土地は、譲渡人の●●さんの父親が昭和43年に自己居住の住宅を建設するために購入し、農地転用許可を受けていた土地で住宅を建設する前に転勤となり、そのまま住宅を建てずに娘さんが相続を受け所有者となり現在に至っております。</p> <p>農地転用許可は、県許可が下りた段階で所有権の移転の手続きは出来ませんが、転用申請の目的のとおり完成し完了報告書をもって法務局に地目変更の登記を行うことに成りますが、そのため再度、転用許可申請の手続きをすることに成ります。</p> <p>今回は、遠方に住んでいて土地の管理ができなかった、譲渡人の代わりに、土地を管理していた譲受人が自家用車と近隣住民のための駐車場の要望に応えるべく駐車場の申請が出たものです。</p> <p>今回、譲渡人の住所が藤崎になっていますが、最近、習志野市に転入してきたものです。 以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、局長、議案説明ありがとうございました。</p> <p>次に、議案第1号について質疑に入ります。</p> <p>ご意見・ご質問のある方は挙手願います。</p> <p>三代川彦博委員どうぞ。</p>
三代川(彦)委員	<p>擁壁については、しっかり対策をしているので問題ないと思いますが、隣地の農地側へ傾斜しているのが心配はあるのですが、何かあった場合は対処してもらえる様、お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>有難うございます。</p> <p>その分を一筆付け加えて欲しいということですね。</p>
三代川(彦)委員	<p>仮に何かあった場合ということで。</p>
議 長	<p>その他に意見等がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>他にないので、議案第1号の採決に入ります。</p>

	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、議案第1号は許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。但し、先程の何かあった場合に対し一筆付け加えることを付けて進達願います。</p> <p>続きまして</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について下記のとおり農地法施行規則57条の2規定による許可申請書の提出があったので県への送付について審議を求める。</p> <p>平成30年6月5日提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請地の所在、面積 習志野市●● ●●番●●号 ●●●m<sup>2</sup></li> <li>2 権利の内容 使用貸借権設定</li> <li>3 転用計画 専用住宅 1棟</li> <li>4 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●● ●丁目●番●号 ●● ●● ●● ●● 譲渡人 習志野市●● ●丁目●番●号 ●● ●●</li> </ol>
議長	<p>ここで、本議案について「農業委員会に関する法律」第31条の議事参与の制限により、●●番 ●● ●● 委員の除斥を求めます。審議終了までの間、室外でお待ちください。</p> <p>●● ●● 委員が退席する間、暫時休憩いたします。</p> <p>……●● ●●委員退出……</p> <p>休憩前に引続き、会議に戻ります。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>次に現地調査報告を4番 飯生 良 委員よりお願いします。</p>
飯生良委員	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について、現地調査報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成30年5月28日に、廣瀬会長をはじめ農業委員11名と事務局2名、申請人側からは、委任を受けている設計</p>

<p>議 長</p>	<p>事務所から1名の計14名で行いました。  申請地につきましては、案内図にもありますとおり、京成実籾駅南口から武石インターに向かい、東金道路の交差点を過ぎ、車検のコバックの先を右手に入った住宅地の一角になります。  譲渡人の●●●●さんと 譲受人の●●●●さんは実の親子で現在は同居しています。孫も生まれ、実家での生活も手狭となり、実家からほど近い畑に娘夫婦が、自己居住用の専用住宅を建設するために、申請をされたと聞いています。  申請地は住宅地に隣接しており、上下水道などの生活基盤が整っていることや、隣地は譲渡人の●●●●さんの妹の住居であり、安心して生活ができるとの思いから、申請地以外は無いと判断されたと聞いています。  以上、議案第2号の調査報告とさせていただきます。  皆様で、よろしくご審議のほど お願いいたします。</p> <p>飯生 良 委員、現地調査報告ありがとうございました。  他に、何か意見・補足等ございませんか？  現地の状況を踏まえ、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明いたします。  農業委員会の受付日は、平成30年5月25日で、地目につきましては、現況・登記地目共に畑でございます。  立地基準は、第2種農地でございます。転用計画につきましては、専用住宅を建設いたします。転用時期については、平成30年8月1日から平成31年1月31日までとなっています。  他法令関係につきましては、都市計画法第29条第1項許可申請書の写しの添付があります。残土条例につきましては該当なし。  また、埋蔵文化財保護法につきましては、埋蔵文化財照会済みのため協議不要ですが、基礎工事の際に立ち会うことに成っています。  その他の法令には、該当はございません。  立地基準は、第2種農地として判断致します。  資料の10頁案内図をご覧ください。  図の上、北側が実籾駅です。  申請地は、実籾駅から450メートルで接道部分については、上下水道・ガスが埋設されています。  申請地を中心に半径500メートルの円を描き、農地と宅地の割合を算出しますと、宅地が94.5%となりますことから、第2種農地と判断いたしました。  譲受人は現在、妻の実家で同居しており子供が生まれたことから</p>

	<p>将来のことを考え、自己住宅の建設地を探していました。  申請地は、実家にも近く隣には叔母が住んでいることから、これらを鑑みてこの地に至ったと聞いています。  譲受人の●●●●さんは、飯生良委員の調査報告にもあるように譲渡人の●●●●さんの長女であり、将来両親の面倒を看ることを視野に入れ申請地を決められたと聞いています。  敷地面積は456㎡、建築面積が111.79㎡です。  資料の12頁をご覧ください。  農地法の中に建物に対する転用可能面積というものがございます。建築面積、今回は平屋住宅でございますが、1階の延床面積×22分の100以内に定められています。  今回の建物に対する転用可能面積をこの計算式にあてはめると508.13平方メートルと成り、十分クリアーしています。  12頁の土地利用計画図の上側の黒く塗られている部分については、開発行為の許可を受ける段階で隣地の高低差が1m以上あるとの指導を受け、敷地内の土盛りすることで対処するとのことですが、既に対策は行っており1m以下となっていて開発許可も許可となっています。事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>有難うございました。  他に補足等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>12頁の図面をご確認ください。  図面右側の少し湾曲した部分が隣接農地の境になります。  畑とは段差があり、申請地の方が高くなっています。此方についてはブロックを1段既に積んでありますので雨水が流れ出ないように対策済みです。また、敷地内には浸透柵を幾つか設けるようになっていて、雨水は畑の方に流れ出ないように、対策済みです。  私の方でも確認しています。  被害防除については、問題ないと思っています。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の事務局の説明にも有りましたが、敷地内には細かく浸透柵を設け、気を使っているように思います。  他に質問等のある方は挙手願います。  伊藤委員どうぞ。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>図面の高木、中木、低木と有るのは、開発の緑地の関係でしょうか。</p>
	<p>そこまでは指定されていないようです。</p>

議 長	<p>譲受人が高木、中木、低木を図面上のこの位置に計画したものです。</p> <p>他に質問等ありますか。 質問等が無ければ採決に入ります。 議案第2号について賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第2号につきましては許可相当と決しました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達して下さい。それでは事務局●●番 ●● ●● 委員を席に案内してください。それまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>．．．．．●● ●● 委員席に着く．．．．．</p>
議 長	<p>休憩前に引続き、会議に戻ります。 ●●委員に報告します。 第2号議案につきましては、全員賛成で可決しました。</p> <p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p>
議 長	<p>なければ、続きまして、報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について 何か質問等がございましたら挙手ねがいます。 ●●の ●● ●● さん、●●さん については、 同じ実籾地区の 飯生 良 委員、何かございますか？</p>
飯生良委員	<p>母親の●●さんの農地については、自宅裏の畑は少し作付けして いますが、ほとんど作付けしていませんが、草一本無いぐらい綺麗 に管理しています。息子の●●氏が受けている農地は、数年前に本人 が体調を崩し今はあまりしていませんが、里芋等が植えてありま した。此方も農地は良く管理されていますので、問題ないと思いま すし、事務局2名と確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、了解いたしました。 今後も農地パトロール宜しくお願いします。</p>



	<p>続きまして、その他の事項として平成28年第12回総会において「軽微な農地改良の届出」を申請した、屋敷の土地所有者の●●●さんの委任者より、申請時に出した書類の再発行をしてほしいという申し出がありました。</p> <p>事務局よりこの件について、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>．．．．．現在に至るまでの説明．．．．．</p> <p>事務局、説明 有難うございました。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>書類の再発行をするしないの前に、農地としての維持管理状況意を聞くために、本日の総会に●●●さん本人に出頭依頼をしました。</p> <p>委任者が入室するまで、暫時休憩とします。</p> <p>事務局は案内してください。</p> <p>．．．．．参考人入室．．．．．</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>本日は、お忙しいところ●●●さん、平岡さん、菊池さん出席くださいまして有難うございます。</p> <p>●●●さんから自己紹介をお願いします。</p> <p>菊池さんについては以前総会に出席いただいておりますので、大体の流れはお解かりと思えます。これは農業委員会の総会ですので全てのやり取りは録音していますので、ハッキリとした声でお話しくださる様、報告しておきます。</p> <p>●●●さんより自己紹介をお願いします。</p>
<p>●●●氏</p> <p>●●●氏の妻</p>	<p>●●●と申します。宜しくお願いいたします。</p> <p>●●●の妻の●●●と申します。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>平岡と申します。前回の●●●さんの盛土の時にご審査いただいた時に書類を作成した者です。そして、今回も前回の繋がりをご説明する為に同席いたしました。宜しくお願いします。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>菊池でございます。前回総会に参加させていただきました。</p>

	<p>宜しく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、先ず平岡さんにお尋ねいたします。 ●●さんとのご関係は、どの様な関係でございますか。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>元々は私とは、三京建設さんという不動産屋さんのご紹介でお会いいたしました。 前回、●●さんの所有している隣地を建売分譲の為に造成する際に、●●さんの当時駐車場だった所を利用するという事でお願いに上がって、その旨のいろいろの申請書類を作成したものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>平岡さんが宅地造成というか、建売をしたいので協力の依頼があったということですか。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>そうです。 当時、宍倉さんが前局長だった時代で、それでいろいろご指導いただきましたね。</p>
<p>議 長</p>	<p>それと前回、名刺をいただいているのですが、設立準備会って何ですか。正式に今は無いのでしょうか。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>要するに私も70を過ぎていまして、日大の有志資格者その連中が集まって、70過ぎてピンピンしているのだから一つ、有志会でも作ろうかと言うことで始まったものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>それで、設立準備会というのですか。 菊池さんについては、どの様な関係か再度説明ください。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>私は、最初にお会いしたのは銀行の紹介で●●さんと会っています。●●さんの所有している不動産の売却の依頼を受けておりまして、この事案の何年か前からお付き合いをさせていただいています。</p>
<p>議 長</p>	<p>いろいろ、アドバイザーとして頑張っているということですか。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>そうです。</p>
<p>議 長</p>	<p>平岡さんは前回総会に来られ、この件について説明されましたが土地所有者の●●さんの意志を聞きたく、本日、来ていただき有難うございます。</p>

<p>三代川彦博委員</p> <p>●●妻</p> <p>議長</p>	<p>それでは、質問に入りたいと思います。 質問等のある方は、挙手願います。 三代川彦博委員どうぞ。</p> <p>私も農業委員に成って4年と言うことで、農業委員の立場で質問したいと思いますので、宜しくお願いします。 この話は、たしか一昨年(平成28年)の暮前に話があって、翌年の3月位に農地に土を入れ完了したと報告を受けていますけど、その時に、お約束として確認は取っていると思うのですが、3年間は農地として耕作するというお約束があったと思うのですが、先日農業委員会で現地調査を行った際、農地の状態では無い。 色々大変だと思うのですが、その理由など有りましたらお願いします。</p> <p>そこで畑をチョットやってみようかという形で進めてはいたんですが、仕事の方も忙しくなり、主人も体調を崩したので出来なくなってしまった状態で、大変申し訳なく思っています。</p> <p>先月の28日に、我々農業委員として、事務局含め15名で確認し、せっかく良い土を持ってきて3年間は畑をやりますよ。 やはり若干、近所の方から苦情が有りまして、あそこに火でも付けられたらどうするんだとか、非常に厳しい声も聴きました。 改めて農業委員会としては、草だらけで、これじゃ畑の「は」の字も無いと言う事で、一回総会に来ていただき話も聞いてみようと、そこで今、奥さんが忙しい中、主人も体調を崩していると言う事なんですが、あくまでも3年間は畑として使ってもらおうと、私、前回総会の時に必要以上に農業委員の立場として、しつこく私言いました。 これは間違いなくやるんですね。 その後、何を作るか持って来てよと、改めて作付けの話をしたと思うんですが、農業委員の立場として折角、中山から良い土と思うんだけど、中身は砂利が入っていたり、本当に畑の土かなと思ったけど、それを疑うのは止めとして、チョットがっかりしたんで、そこを●●さんに確かめたいなと思い、今日お越し願いました。 あくまでも、くどいようです3年間は現状のまましか出来ませんから、それと同時に耕作を綺麗に草を刈って、それから3年と成りますので、宜しくお願いします。 関連で、他に何か質問ありますか。</p>
-------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

職務代理	<p>この、軽微な農地改良の届出を出した根拠について伺いたい。なぜ、この様な届出を出したのか、その辺の内容の確認をお伺いしたいのですが。</p>
平岡氏	<p>当時、隣地の造成のために●●さんの土地を土盛りできないだろうかと言うお願いに来て、確認の為に農業委員会に来ました。農業委員会に来たところ、これは違反転用である。違反転用であれば追認的な手法と、新たに出す方法と現況をそのまま畑に戻す方法と幾つか考えられるけれども、現実にはどの様な指導が有りますかと踏み込んだお話を宍倉前局長さんと致しました。現実問題として、出来る話と出来ない話があるだろうと。それで、一番良いのは土盛り造成をして、そこである程度、耕作面積を確保する、この方法しか無いんじゃないかと、それで皆さんにお諮りしたわけです。その時に、今、会長さんからお話が有った様に耕作計画も添付してくれとの事で急遽、出しました。南側のRCの擁壁の下は日が当たらないことから、茗荷か大葉位しかできないし、後は冬野菜や夏野菜を交互に作付けすると言う事でどうでしょうかと、それでご審議いただいたと思います。それで今迄の経過が有りまして、実は私も今年になって現場を見ました。今回の申請に係る所を、とりあえず雑草だけでも刈ろうよと皆さんが多分ご覧いただいた後になりましたが、雑草だけは全部刈りました。</p>
議 長	<p>今、綺麗になっていますか。 今日現在は。</p>
平岡氏	<p>草は刈り終わっています。それで、一番大事な話になろうかと思うのですが、前の時の申請に耕作計画の中にきちっと図面も付けて提出して、ご認可いただいたものと私どもは理解しているのですが、そして土盛り造成した際に当然、土羽を斜めにならざるを得ない、それから法尻の所に工作物を設ける訳ではないですから、自然に泥が流れる範囲が有るだろうと、概ね土羽を30度ですから、高さに対して1.72幅員を取りまして、それにプラス50センチ位の計算で作図したものを当時の宍倉前局長の方に提出してあります。ただ、私の方も途中までで、当時の局長のご指導で「平岡さん、ここまで話が出来たんだから、後は事務員さんでも通わせてよ」ということで、三京建設の事務員さんの方に私はシフトして、後はしかるべきと言う事で引き継ぎました。</p>

	<p>当時は私も農地転用の事実確認もその時点で色々やるべき作業もあったものですから、じゃ後は宜しく願いますと言う事でした。今回、この話が有った時に、事務局の常田さんに許可申請書の写しや許可書が見当たらないので、正本を見せていただきたくお願いしましたが、その後には有ったわけでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、平岡さんから正本が云々と話が有った訳ですけど、●●さんや代理人は保存してないんですか。 誓約書とか色々最終的に持ってないといけないと思うんですが。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>誓約書は有るのですが、その正本がチョット見当たらず</p>
<p>議 長</p>	<p>どうしても解せないんですが、再度聞きますが平岡さんが作付計画の話をしてしましたが、これは●●さんの同意は有るんですよね。作付け計画は、年間この位と勝手に作ったじゃないの、本人と奥さん同意で書いたものなの。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>そうです。同意の上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>チョット俺、解せないですが。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>それで冒頭、常田さんをお願いしていた件なんですけど、その正本の開示は今日お願いできますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それはまた、後で検討いたします。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>それと後、習志野市の委員会事務局で結論が出て、当時しかるべきという方向で工事も出発出来たと思うんですね、お陰様でね。当時、その書類の受け取りを何方がしているかと、それも調べておいて下さいと、当然受付簿にサインが残っていると思うんですね。いったい何処に行ったのかと言う事です。 関係者の記憶違いというのも有るかもしれませんが、そこに●●さんのお名前になっているのか、それとも三京建設さんの事務員のお名前になっているのかそれも確認して、異論がないようにお話を進めたいと思うのですが宜しく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に関連質問等ありますか。 今の平岡さんの件については、後で話します。 質問が有れば挙手願います。 田久保委員どうぞ。</p>

田久保委員	<p>今、誓約書の関係の話が出ましたけど、●●さんに聞きますが、誓約書について実際に何処に行ったかと言う事になっていますけど、現実的に大事な書類は無くなるとか、何処にいたか分からないとかは、如何なのかと思うわけで、実際にこの誓約書と言うのは、●●さんが書いたものなのですか。</p> <p>これ、大事な事でね、私、知りませんとなると書類そのものが変なことに成るので、本人が書いて出したものなのか、その変は如何なのか。</p>
●●妻	<p>調べてみないと良くわからないですけど。</p>
菊池氏	<p>当時、私が間に入って行って来ましたが、誓約書関係については三京建設さんの協力と言うのが最初のスタートであったことで、こういう形になると相談させていただきながら、例えば3年間の縛りとかは、内容は確認しながら一応提出させていただきました。</p>
田久保委員	<p>今の話の中で、奥さんの話はクエスチョンマークが付く様なもので</p>
菊池氏	<p>何方かと言うと、●●さんから相談を受けた、三京建設さんと私も実は知り合いなんです。</p> <p>この件が有って、●●さんと三京建設の社長さんが知り合ったのは実は私が間に入っていたことも有ります。</p> <p>農業委員会さんと三京建設さんと、どの様な話をしているか存じ上げていません。</p> <p>ただ、その中で協力をいただくため、●●さんとお話をさせていただき、内容に関しては確認させていただきと言う事で、私が確認して●●さんの方に内容を確認していただいて書類に関しては進めさせていただいていました。</p>
田久保委員	<p>私の言っているのは、●●さん自身が実際に書面に目を通してから署名・押印やっているのか、と言う事を聞いてます。</p>
●●妻	<p>全部、菊池さんにお任せして、じゃこう言う事ですよって言えば、全部署名して、やってはいただいています。</p>
田久保委員	<p>片や専門業者なので任せるのはいいのですが、事実関係は、「じゃ、この署名、今お願いしますよ」で行ってしまったものなのか、署名って、署名で無くなってしまいますよ。</p> <p>他の方に波及してしまいますよね。</p>

●●妻	それは、全部信用した中で行っていることで、書くものは書いてちゃんと説明は受けています。
田久保委員	要は、住所・氏名・印鑑や事実関係などは任せるのは良いんだけど、署名も任せたのかと言う事です。
菊池氏	署名・押印は、●●さんが行っています。
平岡氏	田久保委員、その辺のことは私も心配したから、あらかじめ正本のご用意をお願いできませんかと言うところは、そこなんですよ。それが出てくれば、これを書きましたかと言う具体的な話が出るわけですよ。
田久保委員	正本等の写しについても持っていなければいけないでしょ。何処に行ったか分からないと言うことですか。
平岡氏	<p>それを、彼等たちは上申している訳ですから、ご配慮願っていることで、それが此方にあるわけなのですから、正本は県の農業事務所にも県の農業会議にも「あれ、この小規模の農地ですけど」県に申請が上がっているのか確認しました。</p> <p>そうしたら、やはり此方の扱いだと言うので、正本は此方に有るんですよ。だとしたら、チョット申請者の便宜を図ると言う事では無いんですけど、皆さんにしても、これ、あんたが書いたのか書かなかったのかと具体的な方が宜しいでしょう。</p> <p>それは、お互いに良く思い出せなかったでは不味いから私は当時、宍倉局長と遣り取りで最後までは関わらなかったの、途中で、これで宜しいですねと言う事で、このまま流れるよとしかるべきのことでと言う事で、私は途中で降りましたから、当時の状況としてはそうなんです。</p> <p>最後まで私に関わっていれば、おそらく農地転用の事実確認まで発行して貰ってましたよ。でも、それは無しでも皆様のご高配を賜れば事実確認を取ってなくても、今回の申請にも差し障り無くお話が進むはずだと、この様に思ったので、それにしても正本のコピーぐらい、私自身が目で見て、私の記憶も間違いなかったと確認したいんです。</p>
田久保委員	私の方は、●●さん自身が、記憶が有るのかの確認なんです。代理人が証言したところで関係ないでしょ。

平岡氏	今、菊池さんの方からコピーが提示されたので少しお待ちください。
●●妻	田久保委員がおっしゃっているのは、誓約書の第3項の向こう3年間は、との条文ですね。
●●妻	その件については、お伺いしています。
平岡氏	1月20日付けのこの誓約書で間違いなさそうです。
議 長	それでは平岡さん、書類云々かんぬんで、私どもの事務局に出してほしいとの事なんですけど、これ三京さんから貰ったらどうなのか。三京さんが持っているはずと思うのですが。
平岡氏	受理人は、三京さんの名前になっていたんですか。窓口に来た者の名前は書いていませんか。三京建設と言う事で、社判か何かで頂いているんですかね。
議 長	平岡さんと三京さんは、あまり親しくないの。
平岡氏	いや、別な仕事でも親しくさせていただいています。
議 長	その辺、菊池さんも仲人しているんじゃないの。
平岡氏	それは違います。この後、船橋市にも行きますが、その件も三京さんの関係です。
議 長	次に、何か関係した質問ある方いませんか。
平岡氏	今の受取りに関してですが、三京さんの受取りだけですか個人名は書いていませんか。
議 長	その件については、後で話をしようか。その前に質問を済ませてからにしましょう。1番 植草守委員どうぞ。
植草委員	誓約書には、作付計画のとおり耕作するとありますが、現状、●●さん個人はどの様に思っているか聞きたいのですが。人任せでなく本人に聞きたい。



●●氏	<p>野菜を作ろうとは思っていました。 具合が悪くなったもので、中々やる事が出来なくて、そういう事なんで。</p>
議 長	<p>失礼だけど、例えば奥さんにチョットやってもらうとか、新鮮な野菜はいいですよ。 我々あくまでも農地・畑を守る番人として、今日現在、人参の収穫で我々、追い捲られてますけれども、自分らで作った畑の物は非常に評判良いので、是非とも自分の所で作って食べてほしいと思います。 植草委員、他に関連質問ありますか。</p>
植草委員	<p>●●さん、今後は体調悪いからやらないと言う事でしょうか。 奥さんの気持ちは。</p>
●●氏 ●●妻 菊池氏	<p>出来ないと思います。 出来るようでしたら、少しずつでも植えて行こうかなと思ってますうちの方で、今回草刈りを行ってるんです。 前々回の草刈りの時に全部は出来なかったですが、一部畑を内のスタッフと一緒に、畑の形までは行ったのですが土が硬くて上手くできなかったので、そのまま放置してしまいました。 それで次に草刈りだけをしました。 何かの件で農業委員会にお伺いした時に、草が酷いねと言われたので、その時に草を刈りし、一部耕作した経緯がありましたが、その後、そのままとなってしまいました。</p>
議 長	<p>船橋の中山の土は、少し赤土が入っていましたよね。</p>
菊池氏	<p>●●さんから、耕運機を借りまして、●●さんの所からも借りましてやりましたが、手作業ではきつくて。</p>
議 長	<p>それだけ、農家の仕事は大変なんですよ。 大地を相手にすることは、基本的に言うと3年の縛りと言うのは有りますけど、大体に新しい土を入れて、これから良くなるなど成るまで3年後になるんです。それだけ土を入れて畑を大切にしないと畑もすぐに固くなりますから。</p>
平岡氏	<p>後での相談の時に予めお願いしておきたいのは、今の農地法の建前から行くと、小作には出せないですよ。当該地は、誰か近隣の人に家庭菜園でも使ってくれないかと、これを行った場合また違法じ</p>

議 長	<p>やないかのご指摘を受け兼ねないので、その辺も含んだご検討・ご指導をお願いしたいのですが。</p> <p>そうすれば、習志野市内の遊休地がかなり有る事も、私も存じ上げていますけれども、かなり有効利用に結び付くのではないかと、現実には●●さんの所で、この様な手法が認められたと言う事で、ご配慮願いたいので、発言いたしました。</p> <p>まず、スタートに戻ると「軽微な農地改良届」と言う事で、文面が出てきた訳だけれど、少し甘かったのでは、そんな簡単には軽微な農地改良届、甘い辛いというわけではないけれど。</p> <p>他に、関連質問ある方がいればお願いします。</p> <p>飯生良委員どうぞ。</p>
飯生委員	<p>この件に関しては、最初の取り組みから間違っていたのではないですか。</p> <p>申請地は案の定、草だらけになってしまった。</p> <p>草だらけになる前に、最低限耕耘しておかなければならないです。</p>
平岡氏	<p>土を入れる時は、現地を確認していただいています。</p> <p>草だらけで耕耘については、そう言うこともあったでしょうね。</p>
飯生委員	<p>それを後々に廻って来たから、この状態に成ってしまった。</p> <p>でも、この申請をしたことは、3年間は我慢しなければならないと言う事ですよ。</p>
平岡氏	<p>そこを私、今日は申請人との間で大きく違う所は、そこなんですね。</p> <p>我が土地で、自身が病気に成ったので草が生えても仕方ないと言う事情もあると思う、そうかと言ってそこで開き直るのではなくて、少なくとも私共が心掛けているのは、行政の継続性、一旦、この形で認めて貰ったものは最低それを守らなくては駄目よと、●●さんには言わなかったけれど、菊池さんには言いました。</p>
飯生委員	<p>体を壊した場合でも、誰かに頼むとかあると思う。</p>
平岡氏	<p>そこは、先程、私が何を言ったかと言うと、軽々に物を頼んでしまって、なんだお前、小作人がやっているじゃないかと成った場合に、明かな農地法違反に成るのですよ。</p>
飯生委員	<p>違反になっても、病気や何かあった場合は例外で認められます。</p>

平岡氏	<p>それも存じ上げております。</p> <p>それで、農地法の中には追認的な許可と言う条項が有ることも存じ上げております。</p> <p>何とかご配慮願って、●●さんの土地を追認のお願いをしたい。</p> <p>正式にご審議いただく為には、先程、私が申し上げたように、今、委員自らがおっしゃった様に小作の件、大ぴらに何町歩も小作するわけでは無いんだから、誰か親戚の者にでも、近くに団地が有るのだから、家庭菜園でもしたら良いかなど、ご判断や御示唆いただければ、正式な指導が出るか出ないかは別として、十分対応できると思います。</p>
飯生委員	<p>指導は別にして、役所・農業委員会は手続が一番、手続きしてくれば、ある程度、融通は訊くんですよ。</p> <p>それを含めて、今後も気を付けて対応してください。</p>
平岡氏	<p>それを、私も信じています。</p>
議 長	<p>他に何か質問ありますか。</p>
田久保委員	<p>●●さんにお聞きします。</p> <p>軽微な農地改良の届は大変重要な書類ですよ。</p> <p>この書類関係は誰が保管しているんですか。</p> <p>●●さんが保管しているのか、それとも代理人の方をお願いしているのか。</p>
菊池氏	<p>控えは私の方が、此処だけではないので●●さんの不動産関係については。それ以外の委任状関係とか●●さんに説明した原本は取ってないですが、控えの方は私の手元の方で持っています。</p>
田久保委員	<p>控えの方は、●●さんはお持ちでは無いんでしょうか。</p>
●●妻	<p>有ると思うんですけど、今、引越しとかしている最中で書類が何処に有るか不明なところです。</p>
田久保委員	<p>以前、私も土地を動かした時に、本文は役所に出すので無いですが、写しは有ります。今後、写しやコピーは必ず保管して下さい。</p>
菊池氏	<p>建物の建築確認の書類と、●●さんが擁壁をあそこに作られているので●●さん所に、その関係の書類は全て私が預かっています。</p>

	<p>ほとんどの重要書類は私の方で、当然見せて説明をして、お預かりしています。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>委員、宜しいでしょうか。 先程、事務局で調べて頂いたら、受理印は三京建設さん、今日此処に出席していない会社名が出てきたので、三京建設の誰々と言う名前じゃなくて、社判で処理しているみたいですから、これは持ち帰って、三京建設と菊池さんの間で話し合っって何方に有るか確認して、事務局の常田さんの方に回答すると言う事で宜しいでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>菊池さん、色々ご苦勞なさっていると思うんだけど、この重要書類はやはり、目で確認して●●さんに一つ一つ確認と説明して、そこら辺、重要な書類ですから再度確認はお願いしたい。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>再度、読み上げますと誓約書の中で気になっているのは、2番目の「習志野市●● ●丁目●●●一●に施行した盛土が流出しないように被害防除対策を徹底すること。」これ当初、土嚢を盛って流出は間違いないとの事であったと非常に突っ張たんですよ。 土嚢と言うのは、ある所から資料を貰って調べたら、土嚢の場合は、こんなに砂が流れちゃうんだよとコピーを渡したら、杭を打って板でやってくれましたけど、あれでは完全ではないので、土砂は流出していますけどね。それから後は、3番の「土砂搬入施工後、向こう最低3年間は、作付計画のとおり耕作をし、農地造成及び転用は出来ないことを承知している。」これ、●●さん・奥さん分かっているよね。</p>
<p>●●妻</p>	<p>はい、分かっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>それと、4番目の「天災等により、習志野市●● ●丁目●●●一●に盛土した土砂が敷地外に流出した場合は、現況復旧をし、損害賠償が生じた際には、所有者の責任において対処すること。」これはこれで色々引っ掛かってくるんだけど、菊池さんこれは良く頭に入れておいてよ。 委任されているんだからね。</p>
<p>菊池氏</p>	<p>はい、分かりました。</p>

議 長	<p>他に関連質問あれば、お願いします。 三代川彦博委員どうぞ。</p>
三代川（彦） 委員	<p>●●さんの方も体調不良でとの事が有るようで大変だと思いますが、農業委員会として、民々の事や個々のことはタッチしませんので、いろいろ業者間での話合いとかは、農業委員会としてはタッチできない。我々としては先程から言ってるように、農地の保全で約束して3年と言うそこだけを判断させてもらっているので、今、体調不良で大変と思うのですが実際、今、届出書とか受理書の他に出してほしいという書類がどの様な理由で必要なんでしょうか。</p>
菊池氏	<p>宜しいでしょうか。 今回対象になっている土地の隣接の所に●●さんが所有している土地が有ります。そこは市街化区域に成っています。 ●●さんの土地の隣に●●さんが持っている土地が有りまして、実は、その●●さんの土地と●●さんの土地をセットでご売却をしたい、そのほとんどが農地の方に掛かってまして市街化区域の接道面積がほぼ無いので、不動産の話で申し訳ないのですが、●●さんと●●さんがご協力することによって、市街化区域の土地の評価が上がるのが有って、その為に実は今回、土を盛る1年ぐらい前から習志野市と協議をスタートさせてもらってまして、市街化区域のみを売却するという動きをしています。 一部道路の拡幅用地が有りまして、●●さんには許可を得て道路課にも話はして有るんですけど、一部土地を市に寄付しますと、その寄付することによって前面道路の拡幅が出来るので、そうしたら新しく道路を入れても良いですよという話になっています。 それで、農地を道路に転用しなければならないんですけど、そこで今回この様な話が出てきたわけです。農地の方は3年間で解るかっていらっしゃるんですけど、それによって●●さんが困ってらっしゃいまして、市街化区域のものが売れなくなってしまっている状態となっています。そこで困っていると言うのが本当のところですよ。</p>
三代川（彦） 委員	<p>お話を聞いて、全く分からないし名前が重複しているようで整理できないところですが、あくまで申し訳ないですけど、先程も言いましたように民々の行為ですよ。 我々農業委員会として、そこにタッチする事は、必要もないし出来ないことです。 現在、道路部分を拡幅してますよね。1年位前に現地調査を行なっ</p>

<p>平岡氏</p>	<p>た時に、なんと無く今話を聞いて思い出したんですが、どうしてギリギリまで今回造成するところに、普通ここまで盛土したら土止め鋼板をして畑をやりますよと。それをあくまでも避けたんですよね。</p>
<p>三代川（彦） 委員</p>	<p>そうですね。</p> <p>その理由が何と無く、今、解けました。      そう言う事だったんだなと・・・      土止め鋼板をしないと言う事で、セットバックと言うか少し干渉帯を設けて傾斜を作って土砂の流出防止の為と言うのは今分かりましたけど、それはあくまでその部分で、私素人なんでよく分かりませんが、分筆するとか細かくは一体で申請するけどその部分は、もう分筆されていますとか言う、ハッキリしたものが提示されていれば、そう言う理由だったのかとかを解かりますけど、今回は一体として1年前に申請されているので、申し訳ないけどこれ、大変かなと思います。      そこら辺のことは、あくまでも民々の事だと思います。      農地の保全と言うのは、いろいろ審査するところなんで、農家だから農地を借りられると条件も有るが、今そんな補助的な対応も出来ると思いますので、3年間と言う縛りがあります。その間には何か支援や相談等できると思いますので、宜しくお願いします。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>重ね重ねのお願いに成りますけれども、私達は法を横やりするようなことを言っているんじゃないんです。      前回の申請に基づいて、ご採決願った事実に基づいてお願いしている訳です。      それが分筆して有ろうが、して無かろうがそれが問題であれば、前回の申請書コピーに相違ありませんと添え書きしてもらえれば、今日にでも私、法務局で分筆も地目変更もして来ますよ。</p>
<p>三代川（彦） 委員</p>	<p>ですから、申請はあくまで3年間と言う約束をした中で、農業委員会で受理したわけです。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>ですから、そのお約束の内容は、申請書を見てももらえれば分かる様に、残された作付計画に基づいてお約束はしています。      それを出来なかった事については、これは別な問題、でも当時約束をしたのは作付け計画書を出してその中でご採決いただいたものです。</p>

<p>三代川（彦） 委員</p>	<p>今、委員が言った様にセットバックそれが、云々かんぬんは、有りますが、そうすると遡って当時の農業委員会の貴農業委員会のご判断を覆すということに成ります。</p> <p>行政の連続性から言っても、私は、いささか承服できない所があります。もし、分筆も問題で有ると言う事であれば、これは農業委員会の皆様がどう思うか知らんけれども、登記法と言う法律が有りまして、国家公務員が現地の現認によって、それを成す事ができます。だから、ご協力いただけないならば、ご理解いただけないならばその様な手段にでも些か思う所も有ります。</p> <p>ただ、出来るならば●●さんの急情もご理解・ご検索を賜って今の農地法の定める中で、お話を進めていただければ有難いです。宜しく申し上げます。</p> <p>その部分はいくまでも個人的な要素の部分で有ると思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>最後の話になりますが、あくまでも今、平岡さんが何回も言いましたが、我々農業委員としましては、軽微な農地改良の届を出すことは、最低限、私、何回も言いますが、農地として耕作し維持管理をすることが主の目的ですよ！</p> <p>それについて、菊池さんから先程、草刈りをして畑をしたけれども、土が硬くて出来なかった。だけど奥さん曰く、これからも畑をしたいと言う話だったけれども、いつも畑としてやって欲しいと思います。</p> <p>何回も申しますが、現時点では農地としてみなせないことから、早急に農地として復元し維持管理をすること。農地に復元してから3年間と言う見方、耕作も有ることから頭に入れておいてください。</p> <p>●●さんについては、農業委員会として改めて文書を送付しますが、委任される平岡さん・菊池さんについては、先程も言ったように1字1句忘れないように双方で確認しながら、その様な書類は保管するように、いくら農地の問題だと言え軽微な農地改良はどうでもよい書類ではないですから保管してほしいと思います。</p> <p>それでは、これで終了いたします。</p> <p>貴重な時間、有難うございました。</p> <p>他に何か関連して質問ございますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>1点確認させてください。</p> <p>先程、平岡さんの方から、受理書の件については三京建設に確認してみると回答されたかと思いますが、三京建設に受理書がない時は</p>

	<p>それも併せて出してほしいと言う事でしょうか。</p>
<p>平岡氏</p>	<p>そのとおりです。  先程から、何度も申し上げるように事実に基づかないといけないと思うので、皆さんが私に当事者能力が有るとか、無いとか失礼な事を言っているんじゃないですよ、如何せんここに作付計画書が出てこない、皆様をお願いする立場から言っても、いささかおかしい。そこで、コピーか副本をいただけないかと言う趣旨なんです。</p>
<p>議長</p>	<p>長時間に亘り有難うございました。  これで終わりにします。  退席してください。  退席する間、暫時休憩いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>・・・・・・・・説明員退席・・・・・・・・  休憩前に戻り会議を続けます。  皆さん、話を聞き現地を確認して、話は分かりましたよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>先程、3年間の縛りが有ると言う事でお話しいただいたのですが、書類の方を出せと言う事で言ってくると思います。  三京建設の方に確認をして、無いと言う事であれば出して欲しいとなると思いますが、この件については、如何いたしましょうか。  情報公開請求と言う方法も有りますが。  平岡さん曰く、宍倉前局長の上申書を付けて法務局で手続きをする方法もあるし、今日、結論が出ない時は、総会にまた、出席できますかと尋ねたところ、その時は出席すると平岡さんは言っていました。</p>
<p>議長</p>	<p>農業委員会としては、農地法が有って3年間は耕作しなさいとなっているので、正々堂々とこれに従いたい。  同時に書類が三京建設にない場合は、再交付しても構わないような気がするけど、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先日、平岡さんが窓口に来た時に同じ図面を持ってこられましたが、この図面は私が描いたものだと、但し、総会提出書類と1ヶ所違う所が有りまして、  お配りしている図面の下に工事名 習志野市屋敷・・・・・・・・の枠の上に「習志野市役所との協議を行った図面ではありません」と言う物を申請時に出したのですが、先日、5月14日13：30に窓口</p>



<p>議 長</p>	<p>来た時お持ちになった図面には、その一筆が入っていないものをお持ちになりました。 この一筆については、私どもで書き加える事の出来るものではなく、先方が書いたものです。 盛土の関係が右側に書いてありますが、それも記入されていない物を持ってきました。 菊池さんと一緒に来た設計屋さんは、軽微な農地改良の届出を出してと言う事は、向こう3年間は最低でも転用などの開発は認められないと言う事は、十分理解しておりましたし、そんなはずでは無かったと言う話もありましたので、菊池さんには全て総会にも居ましたよねと言う話も全部して、菊池さんも三京さんから総会に来てくれればいからと言われただけで来たので、皆さんから、沢山質問されてしまったと、ご本人も言っていました。</p>
<p>事務局</p>	<p>逆に言うと本人は、心外だと言う事ですよね。</p> <p>菊池さんとすれば、三京さんも大丈夫だからと言ったから、土を盛らせてあげたのに開発が出来なくなってしまった事について、どう責任を取ってくれるんだと言う事で、たぶん今回、平岡さんの話に成ったのではないかと。 私、個人の憶測ですけど。 法務局に、宍倉さんの上申書を持っていくと言う事は、あそこの部分を分筆してとのお話をして下さったから、その部分だなと私は思います。 ただ、宍倉前局長もこの件については、覚えていないと言うと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それで結論ですが、作付け計画書と誓約書・受領書を出せと言うけれども、再度、三京さんと話をして無ければ、書類を出しても問題無いと思うけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>別に問題無いです。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局で、必要とする書類をコピーして渡しても問題ないよね、田久保委員の方で、重要な書類でもあるにもかかわらず、何故、無いのかと質問していただいたけど。</p>
<p>議 長</p>	<p>再確認します。 今回書類のコピー等の発行について、発行するかですが</p>

	<p>先方の要望では、作付計画書・盛土等の図面・受理書の発行ですが出しても良いと思うのですが、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>書類の管理等の事も有りますが、書類の再発行を求められて、拒否できないのであれば、再発行もやむを得ない事と思います。</p>
議 長	<p>賛成多数により発行することにいたします。</p>
事務局	<p>受理書については、原本のコピーでなく、受理書を発行したと言う証明で対応したいと思います。 これは、受理書を何時・どこの場所・面積・地権者・目的を記載し、農業委員会 の処理番号で受理書を発行したと言う内容のもので対応いたします。</p>
議 長	<p>事務局は、その様な対応で、宜しく申し上げます。 長時間に亘りお疲れさまでした。 今後も、この様な案件が有ると思いますが、事務局として対応が難しいところも有ると思いますが、皆で対応したいと思いますので、事務局は、我々に知恵を貸してください。</p>
議 長	<p>この後、連絡事項等がありますので、事務局より進行をお願いし、本日の総会は終了いたします。</p>